

議 事 録

会 議 名	平成24年 第9回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成24年9月26日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 東分庁舎2階 第3会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔 4番 石黒 明 5番 藤井 彰 7番 木村長茂		合計7名
欠席委員	1番 栗田 務		
農業委員会事務局	事務局長：中嶋利弥 副主幹：原田健伸 主任主事：原田智香		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請 日程 第2 非農地証明願 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 日程 第7 相続税の納税猶予に関する適格者証明願		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成24年第9回定例総会を開会いたします。 欠席委員は、1番栗田委員1名です。 出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、7番木村委員と8番の私、金子を指名といたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号31号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号31号を朗読) 当案件は、譲渡人が高齢ということで、同世帯の子である譲受人に所有権を移転するものです。耕作状況については、譲受人を含めた世帯3人で農業に常時従事しており、トラクター、耕うん機等の大型農機具も所有し、水稻のほか、ジャガイモ、サツマイモ、ネギ等の露地野菜を栽培するなど全ての農地を効率的に耕作しております。また、申請地を含め、寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、自宅から申請地までの通作距離は約750mで、徒歩でも約10分の所にあり、元々世帯で申請地を耕作しておりましたので、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当の栗田委員は、本日欠席しておりますので、事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>事務局：本日、事務局で現地を見に行きましたところ、ネギ、サトイモなど数種類の作物が栽培されておりました。既に世帯で耕作しているところですので、問題はないかと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>		

(委員より意見、質問特になし)
会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
会 長：では全員賛成ですので、議案番号31号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。
次に、日程第2、非農地証明願について、議案番号32号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号32号を朗読)
当該地は、位置図にありますとおり、寒川東中学校グラウンドの南西の角のはす向かいにある土地で、昭和60年頃に中古車業者に事業用地として貸し、その際、地盤のかさ上げで砂利等を敷き、周囲をブロックにて囲ったとのことです。当時はプレハブの建物がありましたが、現在それは撤去され、更地の駐車場の状態となっております。なお、当該地の立地基準は、市街化区域から連たんしていることから、第3種農地にあたります。
現地には、9月18日に地区担当の木村委員及び金子会長と共に調査に行っております。

会 長：続いて、地区担当の木村委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：先日、現地調査で見た時は草が生えていたりしていたので状況がわかりにくかったのですが、昨日見に行きましたら草が刈ってありまして、砂利が敷いてある状態がわかりました。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)
会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
会 長：では全員賛成ですので、議案番号32号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。
次に、日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号33号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号33号を朗読)
当該地につきましては、この水田の所有者が以前から耕作ができず、草もかなり生やして耕作放棄地となっております。本人と息子さんから誰かに貸したいということで相談を受けていたのですが、ようやく借り手が見つかり双方了承のうえ、申し出に至ったということです。借り手はこの近隣で水田を営んでおり、世帯4名で述べ従事日数は850日、田植機、コンバイン等大型機械も所有し、問題ないかと思われま。

会 長：続いて、地区担当の石塚委員から、補足説明がありましたらお願いします。

2 番：今日、現地を確認してきましたが、ここは農道からの交差点のところで、以前、葦で見通し悪く事故があったらしいので、耕作をすることになってよかったと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)
会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号33号は原案のとおり決定通知書を寒川町長へ送付することに決定いたします。
続いて、議案番号34号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号34号を朗読)
当該地につきましても、この水田の所有者が数年ほど前から耕作ができず息子さんが草刈りだけをやっていた状況でした。それを見てられました隣の水田の所有者が、借りてもいい、とあっせんを依頼してきましたので、地主の了承を得て、申し出に至ったということです。借り手は前号と同じ方で、営農状況等問題ないかと思われます。

会 長：続いて、地区担当の木村委員から、補足説明がありましたらお願いします。

7 番：一昨日、現場を見に行きましたが、草刈りは済んでいました。隣の借り主の田んぼはよく管理されている状態でした。特に問題はないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号34号は原案のとおり決定通知書を寒川町長へ送付することに決定いたします。
次に、日程第4、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号66号から68号の3件、日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号69号から71号の3件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号72号から78号の7件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号66～78号を朗読)
いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。
次に、日程第7、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案番号35号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号35号を朗読)
当案件につきましては、地区担当の楠谷委員と事務局で3筆の現地調査をしました結果、農地として適正に管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当の楠谷委員から、現地調査の詳細並びに補足説明をお願いします。

3 番：今日、午前中に現地を見に行きました。田端304は地目は田ですが、現況は畑としてネギやサツマイモが耕作されておりました。田端3245と3246は地目が畑で、ここは牛をやられるので、その牛糞を使っての堆肥舎という農業施設として使っております。問題ないと思われます。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号35号について、

	<p>原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号35号は原案のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明を交付することに決定いたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成24年第9回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成24年第9回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(7番) 木 村 長 茂 議事録署名人(8番) 金 子 保 男

本議事録は、平成24年10月24日、承認・署名を得て確定しました。